

国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第96回理事会(EB#96)概要報告

2017年 9月23日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2017年 9月18日 (月) - 9月22日 (金)
場所 ドイツ・ボン・国連ドイツ本部棟 1916会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Tariq M.I. (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Arthur R. (バハマ/副議長)	Edwald C. (ペルー)
アフリカ AFR	Balishi G. (ボツワナ)	Mbaye D.H. (セネガル)
島嶼国 SIDs	Amjad A.B. (モルジブ)	Gerald L. (ジャマイカ)
(途上国)	Washington.Z (ジンバブエ)	Moises J.M. (ドミニカ)
Non-An.1	Duan M. (中華人民共和国)	Miguez J.D. (ブラジル)
移行国 EIT	<i>Natalia K.</i> (ウクライナ)	<i>Diana H.</i> (アルメニア)
西欧 WEOG	Olivier K. (EU/ベルギー)	Martin E. (スイス)
(先進国)	Frank W. (EU/独/議長)	Piotr D. (EU/ポーランド)
Annex-1	戒能 一成 (日本)	Lambert S. (EU/ドイツ)

(斜体欠席)

2. 運営管理 (議題2.1～)

2-1. 第1約束期間のCERの継続発行 (資料なし)

- 1) 背景 - 第1約束期間(2008～2012)は2015年11月に「出納整理期間」が終了しており、以降急激に発行量が減少しているが、2年以上経過した今後についても発行を継続するか否かについて事務局から照会あり。
- 2) 結果 - 事業側からの要請がある限り第1約束期間のCERの発行を継続することを決定。
- 3) 議論 - 既に「出納整理期間」が終了しているが発行継続に対してCMP(締約国会議)からは何の指示もないこと、問題は今後自然解消に向かうと予測されることから、発行を打切る理由がない旨の意見が大勢を占めた。

2-2. DOE(指定認証機関)の費用構造調査 (資料なし)

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP)依頼事項。CDM信認パネル・DOE-Forumの意見を照会した上で本年7月に費用構造調査を実施。結果の報告について審議。
(調査結果の一部には個別DOEの費用情報が含まれることから資料は非公開)
- 2) 結果 - 複数のDOEから費用構造についての有効な回答有、集計した結果を理事会からの定例報告(後述)に添付し報告することを決定。
- 3) 議論 - 情報開示の程度とDOE-Forumなどへの意見照会手続の妥当性などについて議論あり。意見照会については、中長期的なDOEの支援策を考えていく上で対処すれば足りるとの点で合意。

2-3. 締約国会議(CMP)への年次報告 (今後資料公開予定)

- 1) 背景 - 定例の締約国会議(CMP)への理事会年次報告。
- 2) 結果 - 報告案を可決、2017年11月のCOP-23(ドイツ・ボンで開催)に提出。
(UNFCCC-WEBサイトの COP-23関連資料として公開予定)

- 2-4. 2018-19予算案の検討 (資料なし)
- 1) 背景 - 例年予算案については10-11月の最終理事会で深夜迄審議が続くなど審議負荷の大きな議題であったが、本年度から理事会運営の簡素化の一環として予算を2年度分で審議することを本年度当初の理事会で決定。
 - 具体的に最終理事会での過度な審議負荷の集中を回避するため、今次9月理事会から次回理事会に掛けて2回に分けて議論することとした。
 - 2) 結果 - 事務局からの予算案に対する討議を実施。次回理事会で最終成案予定。

3. 個別案件 (議題3.1～) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

- 3-1. 認証機関(DOE)信認 Accreditation
 - 2) 結果 - 1件の事業移転を承認 (BVCH)
- 3-2. 登録 Registration (該当なし)
- 3-3. 発行 Issuance
 - 2) 結果 - 2件の発行を承認 (PoA-5962,IR-5&IR-6, いずれも CCSC)
- 3-4. 他案件/同一DOEによるVVs実施 Same DOE Validation and Verification
 - 2) 結果 - 1件の申請を却下 (RINA)

4. 制度改正 / 事業基準・方法論 (議題4.1, 4.2)

- 4-1. 登録後事業変更(PRC: Post Registration Change)の許可範囲 (会議前Annex-03)
 - 1) 背景 - EB#90からの継続事業。第2約束期間に入り事業変更(PRC)件数が増加した点を背景に検討開始。
 - 登録後の変更手続で事業内容が何処迄変更できるか・野放図な変更で事実上の新規事業が簡単な手続で登録されてしまわないかという問題意識に基づき、許可できる範囲について方法論パネル(MP)・事務局に原案策定を指示。
 - 2) 結果 - 方法論パネル(MP)・事務局に再検討を指示。
 - 3) 議論 - 原案では投資分析を行う事業では感度分析の上限迄、他は設備容量で20%を限度とするというものであったが、下記の問題提起有。
 - ・事業規模(小規模・零細規模)などによる変更限度の弾力化の可能性
 - ・不可効力による変更など事業者の管理外の要因による変更の許容化
 - ・設備規模以外の制約の可能性(事業対象範囲・漏洩排出への考慮など)
 - ・技術的同一性の判定基準の明確化、FOIK・技術障害の場合の検討など
- 4-2. 新たな追加性証明手段の検討 (会議前Annex-04)
 - 1) 背景 - 昨年度からの継続事業。本年度初頭の理事会(EB#90)で一度議論済。
 - 一部理事からの要請に応じて、技術普及度分析(CPA: Common Practice Analysis)の厳格化、第一号案件(FOIK: First Of Its Kind)の廃止・転換方策について事務局・方法論パネル(MP)で更に検討。
 - 現状では追加性証明において投資分析などで追加的であってもCPAに該当すればCDM事業としては認められず、他方FOIKであれば些細な追加性証明を行わなくても自動的に追加性が認定されCDM事業として認められるが、一部理事から当該制度に異論があり検討を実施。
 - 2) 結果 - 今後これ以上の検討を行わず「審議打ち切り」とすることを決定。

3) 議論 - CPAの厳格化 (CDM事業算入閾値の設定・参照技術や事業数の設定)

CDM事業を「普及技術」として算入するか否かについては、現実問題として投資の意志決定時点でCDM事業の存在・構成比を知る方法がない問題の指摘有。参照技術や事業数の設定については、技術数が各国の経済規模と必ずしも相関しないため事務局案のとおり「小国が有利」とは限らないとの指摘有。

- FOIKの廃止 (技術普及度・浸透度など他の証明方法への転換)

原理的にFOIKでは類似の技術・事業が該当国に存在せず、普及度・浸透度を調査せよとの事務局案は「不可能証明」に近く過度な負担であるとの指摘有。

また現実のFOIKの利用事例では、突如排出量の大きな事業(アルミ精錬など)が登場した事例はなくその大部分が小規模事業であるため一部理事の問題意識自体がそもそも実態を反映していないとの指摘有。

4-3. NRBのLPG転換の可能性 (小規模WG SSC-#54 Annex-02)

1) 背景 - 従来砂漠化の原因となり森林破壊を伴う薪・炭などの再生不能バイオマス(NRB: Non Renewable Biomass)の排出削減については、NRBの特殊性(非永続性)に基づきNRBの節約・省エネか太陽熱など他の再生可能エネルギーへの転換のみが方法論として締約国会議(CMP)から認められていたところ。

- 他方LDC諸国からの強い要望により、NRBからLPGなどへの転換であっても相応の排出削減効果が見込める場合はCDM事業として認めるべきとの意見多。

2) 結果 - 理事会では結論が出ず、年次報告においてCMPに意見照会を行うことを決定。I

3) 議論 - 大きな排出削減が見込める場合がある点については異論がなかったが、過去の関連方法論の設定経緯及びEUなど本件問題に執拗に反対する締約国への配慮から念のため締約国会議(CMP)に意見照会を行うべきとの意見が多かったため、上記結論で妥結。

4-4. 方法論関係での今次理事会での決定事項

(詳細は会議録付属資料参照)

2) 結果 -

- 大規模方法論

TOOLXX 冷蔵庫利用に伴う排出計算ツール	- [新設承認]
AM00XX 高効率冷蔵庫・エアコンによる排出削減	- 技術進歩率・形状効果など再検討
ACM0018 バイオマス残渣発電	- [改訂承認]
TOOL02,03,05,13,14,16	- [改訂承認]

- 小規模方法論

TOOLXX 再生不能バイオマス比率算定ツール	- 土地面積計算方法など再検討
AMS-IIIIX 自転車など軽車両の利用	- 利用頻度調査方法など再検討
AMS-IIID, TOOL19	- [改訂承認]

- 標準ベースライン

ASB0002 ウガンダでの製炭技術によるメタン排出	- 数値の妥当性について再検討
ASB0006 ベリーズでの電力系統排出	- 不可抗力により1年延長 [許可]

5) 注意 2017年9月を以て理事会運営改革の一環として小規模WG(SSC)を方法論パネル(MP)と合併したため、以降の小規模方法論は方法論パネルで議論される点に注意ありたい。

4-5. CER発行時のSOP支払時点の変更 (会議前Annex-05)

- 1) 背景 - 第2約束期間に入り事業を登録・開始し発行申請だけを行って、CERを事務局の保留口座(Pending-Account)に滞留させている事業が増加(前回理事会結果参照)。
 - この場合事業手数料(SOP: Share Of Proceeds)は未払となるため、滞留防止と収入確保の観点から、SOPの支払時点を発行申請の審査開始時点に変更。
 - 当該変更に伴う負担に配慮し、PP・DOEにSOPの3回迄の分割払を認める旨の制度改正を実施。
- 2) 結果 - 前払制・3回迄の分割払制に制度変更を実施、関連規程(通常事業・PoA)を改正。
 - 経過措置は1年を予定していたが、8ヶ月(2017年7月)に短縮。
- 5) 注意 当該改訂により事務局にSOPを支払わなければ発行審査(Issuance)は行われないこととなるので注意。

4-6. 途上国DNAによる標準化ベースライン(SB)開発申請の扱い (資料なし)

- 1) 背景 - 手続の簡素化のため、途上国担当部局(DNA: Designated National Authority)による標準化ベースライン(SB: Standardized Baseline)の事務局による開発申請(Top-Down SB)の標準取扱い手続を制定。
- 2) 結果 - 以下のとおり標準手続を設定、年2回理事会で審査して開発可否を決定。
 - ・ 途上国DNAの申請内容; 申請時に以下の内容を呈示・説明すること
 - 対象技術・方法、期待される排出削減量、UNFCCC以外の資金利用の可能性、SBの自力設定時における問題点・障害など関連する事項
 - ・ 理事会による審査; 上記申請は事務局による集計・整理の上で理事会で年2回審査し開発の可否を決定すること

次回理事会(EB#97) 2017年 10月30日(月)～ 11月3日(金), ドイツ・ボンにて開催
(COP-23の前週)